

一般社団法人神奈川県剣道連盟 個人会員加盟・退会規則

第1条 当法人に加盟することを希望する者は、同法人定款第3章第6条の第3項により、当法人へ会員として加盟申請し、許可されることにより、加盟が認定され、個人会員となる。

第2条 個人会員として許可されるためには当法人会員規則第5条の①～⑤の条項を満たす者であることが必要となる。

2 上記⑤の認定のためには当法人支部へ加入することが困難であることの合理的説明が絶対条件となる。

第3条 加盟申請には所定の用紙(別紙1)を使用する。

第4条 すでに当法人と同様の全日本剣道連盟参加団体へ登録されている者は、当法人へ会員として登録することはできない。

第5条 当法人からの退会は退会届(別紙2)を当法人事務局へ提出し、受理されることにより確定する。

附 則

この規則は令和7年4月1日より施行する。